

令和2年度 第1回 高浜市都市計画審議会 議事録

開催日時 : 令和2年10月13日(火) 午後2時30分～午後2時45分
開催場所 : 高浜市役所 会議棟1・2・3
出席委員 : 佐藤 雄哉(会長) 柴田 耕一(副会長)
倉田 利奈 酒井 美貴
篠田 裕重 神谷 信夫
内藤 克弘 川地 史温
古川 昭彦(代理:稲垣 慎吾)
杉浦 裕司
欠席委員 : 加藤 博一
事務局員 : (都市政策部) 杉浦部長
(都市計画G) 島口 GL、石川主事、鳥居主事

(開会時間 午後2時30分)

開 会

1. 開会あいさつ

○事務局(杉浦部長)

時間も参りましたので、只今より高浜市都市計画審議会を開催させていただきます。
私は都市政策部長の杉浦です。よろしくお願いいたします。

都市計画審議会条例第8条の規定により、委員の半数以上がご出席されていますので、本会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

さて、本日は今年度初めての審議会となります。事務局よりお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、簡単なご挨拶をお願いいたします。

————— (出席委員読み上げ、各委員あいさつ : 略) —————

ありがとうございました。

最後に事務局でございますが、都市計画グループ島口GL、担当の石川、鳥居です。
よろしくお願いいたします。

○事務局(島口GL)

それでは、以後の進行につきましては、私の方から、進めさせていただきます。まず、過日、配布させていただきました、議案書及び資料の確認からさせていただきます。

————— (配布資料の確認 : 略) —————

なお、本日は、ご案内させていただきましたように、先に都市計画審議会を開催させていただきました、その後に、協議会を開催させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いたします。それでは、都市計画審議会に入らせていただきます。

2. 会長・副会長の選任

○事務局（島口 GL）

まず始めに、会長の選任についてを議題といたします。会長は、高浜市都市計画審議会条例第6条第2項により、「条例第4条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。」とあります。条例第4条第2項第1号に掲げる者とは、学識経験者ということですので、委員名簿の佐藤委員、酒井委員、篠田委員、神谷委員、内藤委員の5名の委員の中から選任して頂きます。

会長の選任の方法としましては、条例第6条第2項で「委員の選挙により」とありますが、選挙の方法について皆様にお諮りしたいと思います。選挙の方法としましては、委員の皆様のご異議がなければ「指名推薦の方法」もしくは「投票による方法」を、とらせて頂きたいと思いますが、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

○柴田委員

指名推薦でお願いしたいと思います。

○事務局（島口 GL）

只今、「柴田委員」より指名推薦というご発言がございましたが、ご異議ございませんか。

<<異議なしの声>>

ご異議なしということですので、指名推薦による方法とさせていただきます。

それでは、先ほど説明いたしましたとおり、佐藤委員、酒井委員、篠田委員、神谷委員、内藤委員の5名の委員の中から推薦をお願いします。

○柴田委員

「佐藤委員」を推薦いたします。

○事務局（島口 GL）

只今、「柴田委員」から、「佐藤委員」が推薦されました。ご異議ございませんか。

<<異議なしの声>>

ご異議なしということでございますので、「佐藤委員」が会長に決定されました。佐藤委員は会長席へ移動をお願いいたします。

それでは会長に選任されました「佐藤委員」よりご挨拶をお願いいたします。

○佐藤会長

皆様こんにちは。只今、委員の皆様のご推薦によりまして、会長の職につくことになりました。今後は、委員皆様の格別のご協力をいただき、本審議会を円滑に運営して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。これからも委員の皆様におかれましては、一層のご支援をいただきますことを、お願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

○事務局（島口 GL）

ありがとうございました。それでは、以後の会議のとりまわしは、佐藤会長をお願いいたします。

○佐藤会長

お聞きのとおりでございます。それでは議事の進行役を務めさせていただきます。それでは、次に、副会長の選任について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（島口 GL）

副会長の選任でございますが、審議会条例第6条第2項により「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」とありますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

只今、事務局から説明がありましたように、会長が指名するということですので、私より指名させていただきます。副会長には、「柴田委員」を指名いたします。

それでは、副会長に選任されました「柴田委員」にご挨拶をお願いいたします。

○柴田副会長

一言ご挨拶を申し上げます。只今、会長より副会長にということですので、会長の補佐役として、会議もスムーズに進行できますよう協力をしていきたいと思っております。皆様にご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○佐藤会長

ありがとうございました。議題に入ります前に、議事録署名人をお願いしたいと思います。審議会運営規程第7条により私から指名させていただきます。議事録署名人は、「酒井委員」、「杉浦委員」のお二人をお願いいたします。

引き続き、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

3. 議案第1号：西三河都市計画生産緑地地区の変更について（高浜市決定）

○事務局（島口 GL）

それでは、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」の議案書をご覧ください。

はじめに、生産緑地制度について簡単にご説明いたします。生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地などの、緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度であります。生産緑地は、基本的に指定から30年間は解除をすることができませんが、主たる農業従事者が死亡、又は、故障などで農業の継続が不可能となった場合などに、所有者側の意向により、市に対して買取申出を行うことができます。

次に、買取申出について説明いたします。買取申出書が市に提出されますと、市や県などの地方公共団体に買取の有無を照会いたします。買い取らなかった場合は、農業委員会から、新たな農業従事者に対して斡旋を行います。その結果、不成立となったときは、買取申出日から3ヶ月後に行為制限が解除され、農地転用された後に、一般の住宅などが建てられるようになります。このように、行為制限が解除された箇所については、引き続き、都市計画にて生産緑地として指定し続ける意義がないため、このたび生産緑地地区から除外するために、都市計画の変更の手続を行うものであります。

議案書を1枚めくっていただき、資料1-1をご覧ください。都市計画生産緑地地区を次のように変更し、面積は約13.8haとなります。変更の理由といたしましては、資料下段に記載のとおりでありまして、生産緑地法第14条による生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものでございます。

次に、議案書を1枚めくっていただき、資料1-2をお願いいたします。生産緑地地区の一団数及び面積でございます。一団数は、変更前90団地、1団地の減で、変更後89団地でございます。面積は、変更前14.1haから0.3ha減少し、変更後13.8haでございます。これらの生産緑地は、平成31年1月1日から、令和元年12月31日の間に、行為制限解除がなされたものとなります。詳細内容につきましては、資料1-3に変更対照表を、6ページにわたり示しておりまして、黄色の網掛けで表示されている部分が変更箇所となります。市全体における解除地の位置関係については、資料1-4に、それぞれの詳細図につきましては資料1-5として表示しております。図中に黄色で表示されている部分が解除箇所となりますので、ご確認いただきたいと思います。

本案につきましては、令和2年9月14日から9月28日までの2週間、「西三河都市計画生産緑地地区の変更案」として縦覧を行いました。縦覧者ならびに意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号に対する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。只今の内容につきまして何かご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

例年、生産緑地地区については、都市計画審議会ですべて出てくる話ではありますが、制度の内容についてのご質問でも構いません。

一点確認ですが、資料1-5の1枚目の一団番号1-5の生産緑地については、黄色表示の部分を除外するというので、北側にある緑色表示の部分も含めて一団を構成していたものが、緑色の部分だけが残るということよろしいですか。

○事務局（島口 GL）

左様でございます。ご質問いただきました、一団番号1-5については、今回南側の黄色で示された部分で買取申出がなされまして、最終的には行為制限が解除されましたが、北側の緑色の部分につきましては、そのまま生産緑地地区が継続されることとなっております。

○倉田委員

今回の生産緑地地区の変更について、変更の日時はいつになりますか。

○事務局（島口 GL）

今回の都市計画審議会の結果を市長に答申したのち、告示関係の手続きに移らせていただくこととなります。日にちなどは決まっていますが、従来ですと、12月中旬に告示というスケジュールになっています。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。特にご意見もないということですので採決をさせていただきます。議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおり承認させていただくことに賛成の方は、挙手をお願いします。

—————（ 全員挙手 ）—————

ありがとうございました。それでは全員賛成ということですので、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

本日の審議事項は以上で終了となりますので、都市計画審議会については、一旦閉めさせていただきます。

閉 会

（閉会時間 午後2時45分）